

産後ケア事業の担当課変更について（報告）

1 目的

柏市産後ケア事業は、児童虐待の未然防止を目的として平成29年8月からこども福祉課（家庭児童相談担当）を事業担当課として実施してきましたが、令和元年12月公布の改正母子保健法（令和3年4月施行）において、市町村による母子保健事業として位置付けられたことを機に、産後ケアを広く必要とする母子を対象とするために、令和3年度より事業の担当課を地域保健課に変更します。

改正母子保健法では、「産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関や、母子保健に関する他の事業等との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと」とされています。そのため、地域保健課が所管する他の母子保健事業と連携して運用することで事業効果をより一層高めることが期待できます。

2 変更による留意事項

(1) 事業内容

現在の事業内容を変更せずに地域保健課に引き継ぎます。

(2) 対象者への周知

対象者に対しては、こども福祉課が中心となって、リーフレットや市ホームページを修正し、令和3年2月以降に対象者への周知を開始しています。

(3) 委託先医療機関・助産院への説明

令和3年度の委託契約事務手続きも含めて、委託先医療機関・助産院に対して、令和3年2月以降に地域保健課とこども福祉課で訪問等による説明を行っています。

(4) 利用申請及び決定

令和3年3月までの申請に対する利用決定はこども福祉課が行います。

ただし、令和3年3月の利用相談で、同年4月以降の申請及び決定が対象者の利便性に資する場合は、両課で協力して対応し、4月以降に地域保健課が利用決定を行う場合もあります。

〈問い合わせ〉

柏市こども部こども福祉課 家庭児童相談担当 04-7167-1458

(※令和3年3月1日に、市役所別館3階からウェルネス柏3階に移転しています)

柏市保健所地域保健課 子育て包括担当 04-7167-1257